

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 4 月10日

【計算期間】 第12期中（自 2019年 7 月11日 至 2020年 1 月10日）

【ファンド名】 ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 菊地 雄太
同 林 俊吾

【連絡場所】 東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1361

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 （円）	投資比率 （％）
普通株式	日本	11,247,947,870	91.49
小計		11,247,947,870	91.49
現金、預金およびその他の資産 （負債控除後）		1,046,376,257	8.51
合計（純資産総額）		12,294,324,127	100.00

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２） 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年2月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.43円、１豪ドル＝71.94円、１ユーロ＝120.32円、１ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）＝68.93円）によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

（注３） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年3月1日から2020年2月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2019年3月末日	17,793,563	1,947,149,599	10.24	1,121
4月末日	17,398,448	1,903,912,165	10.41	1,139
5月末日	16,020,081	1,753,077,464	9.64	1,055
6月末日	16,127,487	1,764,830,902	9.97	1,091
7月末日	15,615,524	1,708,806,791	10.01	1,095
8月末日	15,219,361	1,665,454,674	9.64	1,055
9月末日	16,207,672	1,773,605,547	10.30	1,127
10月末日	16,966,286	1,856,620,677	10.95	1,198
11月末日	16,638,837	1,820,787,933	11.08	1,212
12月末日	16,859,568	1,844,942,526	11.23	1,229
2020年1月末日	16,069,500	1,758,485,385	10.77	1,179
2月末日	14,272,919	1,561,885,526	9.69	1,060

B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2019年3月末日	46,136,629	5,048,731,311	11.22	1,228
4月末日	45,650,152	4,995,496,133	11.43	1,251
5月末日	41,638,329	4,556,482,342	10.62	1,162
6月末日	42,433,250	4,643,470,548	11.02	1,206
7月末日	41,173,424	4,505,607,788	10.88	1,191
8月末日	39,198,733	4,289,517,352	10.50	1,149
9月末日	41,287,004	4,518,036,848	11.26	1,232
10月末日	42,564,365	4,657,818,462	12.00	1,313
11月末日	42,003,663	4,596,460,842	12.18	1,333
12月末日	41,578,529	4,549,938,428	12.38	1,355
2020年1月末日	38,926,457	4,259,722,190	12.03	1,316
2月末日	34,339,379	3,757,758,244	10.84	1,186

C コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2019年3月末日	60,102,726	4,323,790,108	9.83	707
4月末日	59,960,569	4,313,563,334	9.99	719
5月末日	55,164,507	3,968,534,634	9.24	665
6月末日	56,395,789	4,057,113,061	9.56	688
7月末日	56,301,545	4,050,333,147	9.60	691
8月末日	53,577,048	3,854,332,833	9.22	663
9月末日	56,427,316	4,059,381,113	9.85	709
10月末日	58,934,438	4,239,743,470	10.45	752
11月末日	58,099,058	4,179,646,233	10.57	760
12月末日	57,332,349	4,124,489,187	10.72	771
2020年1月末日	54,983,438	3,955,508,530	10.31	742
2月末日	48,544,889	3,492,319,315	9.24	665

D コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2019年3月末日	32,254,241	2,320,370,098	12.74	917
4月末日	32,600,685	2,345,293,279	12.98	934
5月末日	30,004,503	2,158,523,946	12.03	865
6月末日	30,598,014	2,201,221,127	12.48	898
7月末日	29,844,639	2,147,023,330	12.30	885
8月末日	28,857,125	2,075,981,573	11.84	852
9月末日	30,662,192	2,205,838,092	12.68	912
10月末日	32,170,041	2,314,312,750	13.48	970
11月末日	31,980,436	2,300,672,566	13.66	983
12月末日	31,774,273	2,285,841,200	13.87	998
2020年1月末日	29,890,491	2,150,321,923	13.46	968
2月末日	26,479,041	1,904,902,210	12.09	870

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2019年3月末日	923,378	111,100,841	9.76	1,174
4月末日	938,411	112,909,612	9.92	1,194
5月末日	856,929	103,105,697	9.18	1,105
6月末日	882,108	106,135,235	9.49	1,142
7月末日	885,206	106,507,986	9.52	1,145
8月末日	841,383	101,235,203	9.16	1,102
9月末日	894,726	107,653,432	9.79	1,178
10月末日	925,510	111,357,363	10.39	1,250
11月末日	931,313	112,055,580	10.52	1,266
12月末日	938,977	112,977,713	10.65	1,281
2020年1月末日	910,305	109,527,898	10.26	1,234
2月末日	818,061	98,429,100	9.23	1,111

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2019年3月末日	1,016,564	122,312,980	10.31	1,240
4月末日	1,464,185	176,170,739	10.49	1,262
5月末日	1,355,667	163,113,853	9.71	1,168
6月末日	1,642,334	197,605,627	10.05	1,209
7月末日	1,614,473	194,253,391	9.90	1,191
8月末日	1,560,825	187,798,464	9.53	1,147
9月末日	1,670,607	201,007,434	10.20	1,227
10月末日	1,775,603	213,640,553	10.84	1,304
11月末日	1,798,509	216,396,603	10.98	1,321
12月末日	1,816,854	218,603,873	11.12	1,338
2020年1月末日	1,724,390	207,478,605	10.79	1,298
2月末日	1,467,901	176,617,848	9.72	1,170

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
2019年3月末日	18,246,434	1,257,726,696	9.97	687
4月末日	18,506,812	1,275,674,551	10.13	698
5月末日	17,041,525	1,174,672,318	9.36	645
6月末日	17,408,509	1,199,968,525	9.68	667
7月末日	17,264,526	1,190,043,777	9.71	669
8月末日	16,152,748	1,113,408,920	9.33	643
9月末日	16,989,836	1,171,109,395	9.98	688
10月末日	17,896,517	1,233,606,917	10.59	730
11月末日	17,948,768	1,237,208,578	10.72	739
12月末日	17,516,162	1,207,389,047	10.87	749
2020年1月末日	16,775,203	1,156,314,743	10.45	720
2月末日	14,783,912	1,019,055,054	9.36	645

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
2019年3月末日	6,976,839	480,913,512	12.63	871
4月末日	7,115,219	490,452,046	12.88	888
5月末日	6,497,560	447,876,811	11.94	823
6月末日	6,660,037	459,076,350	12.38	853
7月末日	6,566,900	452,656,417	12.21	842
8月末日	6,320,570	435,676,890	11.75	810
9月末日	6,659,621	459,047,676	12.61	869
10月末日	6,918,235	476,873,939	13.41	924
11月末日	6,981,054	481,204,052	13.59	937
12月末日	6,942,572	478,551,488	13.80	951
2020年1月末日	6,593,240	454,472,033	13.40	924
2月末日	5,832,644	402,044,151	12.03	829

【分配の推移】

2020年2月末日までの1年間における分配の推移は次のとおりです。

（1口当り）

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2019年3月	0.03	3.28	-	-
4月	0.03	3.28	-	-
5月	0.03	3.28	-	-
6月	0.03	3.28	-	-
7月	0.03	3.28	0.22	24.07
8月	0.03	3.28	-	-
9月	0.03	3.28	-	-
10月	0.03	3.28	-	-
11月	0.03	3.28	-	-
12月	0.03	3.28	-	-
2020年1月	0.15	16.41	-	-
2月	0.02	2.19	-	-

（1口当り）

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2019年3月	0.03	2.16	-	-
4月	0.03	2.16	-	-
5月	0.02	1.44	-	-
6月	0.02	1.44	-	-
7月	0.02	1.44	0.25	17.99
8月	0.02	1.44	-	-
9月	0.02	1.44	-	-
10月	0.02	1.44	-	-
11月	0.02	1.44	-	-
12月	0.02	1.44	-	-
2020年1月	0.09	6.47	-	-
2月	0.02	1.44	-	-

（１口当たり）

	Ｅコース証券		Ｆコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2019年３月	0.01	1.20	-	-
４月	0.01	1.20	-	-
５月	0.01	1.20	-	-
６月	0.01	1.20	-	-
７月	0.01	1.20	0.20	24.06
８月	0.01	1.20	-	-
９月	0.01	1.20	-	-
10月	0.01	1.20	-	-
11月	0.01	1.20	-	-
12月	0.01	1.20	-	-
2020年１月	0.07	8.42	-	-
２月	0.01	1.20	-	-

（１口当たり）

	Ｇコース証券		Ｈコース証券	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
2019年３月	0.03	2.07	-	-
４月	0.03	2.07	-	-
５月	0.03	2.07	-	-
６月	0.03	2.07	-	-
７月	0.03	2.07	0.25	17.23
８月	0.02	1.38	-	-
９月	0.02	1.38	-	-
10月	0.02	1.38	-	-
11月	0.02	1.38	-	-
12月	0.02	1.38	-	-
2020年１月	0.10	6.89	-	-
２月	0.02	1.38	-	-

（１口当たり）

		設定来累計 （2020年２月末日現在）
Aコース証券	米ドル	2.70
Bコース証券	米ドル	1.44
Cコース証券	豪ドル	3.44
Dコース証券	豪ドル	1.53
Eコース証券	ユーロ	1.89
Fコース証券	ユーロ	1.37
Gコース証券	N Z ドル	3.51
Hコース証券	N Z ドル	1.51

【収益率の推移】

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2019年3月1日～2020年2月末日	- 1.65%
Bコース証券		- 1.95%
Cコース証券		- 3.53%
Dコース証券		- 3.67%
Eコース証券		- 4.37%
Fコース証券		- 4.52%
Gコース証券		- 3.28%
Hコース証券		- 3.38%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2020年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格＋上記の期間の分配金の合計額

b＝2019年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2011年	- 15.15%
	2012年	17.19%
	2013年	39.52%
	2014年	9.20%
	2015年	11.57%
	2016年	0.09%
	2017年	20.32%
	2018年	- 16.25%
	2019年	19.73%
	2020年	- 12.20%
Bコース証券	2011年	- 15.23%
	2012年	17.19%
	2013年	39.67%
	2014年	9.35%
	2015年	11.56%
	2016年	- 0.09%
	2017年	20.61%
	2018年	- 16.96%
	2019年	20.00%
	2020年	- 12.44%

Cコース証券	2011年	- 11.53%
	2012年	19.50%
	2013年	44.03%
	2014年	11.28%
	2015年	13.29%
	2016年	2.72%
	2017年	20.76%
	2018年	- 16.50%
	2019年	18.41%
	2020年	- 12.78%
Dコース証券	2011年	- 11.70%
	2012年	19.90%
	2013年	44.31%
	2014年	11.69%
	2015年	13.35%
	2016年	2.66%
	2017年	20.88%
	2018年	- 16.99%
	2019年	18.46%
	2020年	- 12.83%
Eコース証券	2011年	- 14.74%
	2012年	15.50%
	2013年	41.02%
	2014年	8.91%
	2015年	11.90%
	2016年	0.19%
	2017年	17.81%
	2018年	- 18.92%
	2019年	16.68%
	2020年	- 12.58%
Fコース証券	2011年	- 14.63%
	2012年	15.23%
	2013年	41.39%
	2014年	9.03%
	2015年	11.90%
	2016年	- 0.09%
	2017年	17.92%
	2018年	- 19.28%

	2019年	16.46%
	2020年	- 12.59%
Gコース証券	2011年	- 13.50%
	2012年	18.20%
	2013年	43.64%
	2014年	12.54%
	2015年	14.55%
	2016年	2.37%
	2017年	21.09%
	2018年	- 16.18%
	2019年	18.56%
	2020年	- 12.79%
Hコース証券	2011年	- 13.62%
	2012年	18.29%
	2013年	44.05%
	2014年	12.83%
	2015年	14.63%
	2016年	2.52%
	2017年	21.24%
	2018年	- 16.74%
	2019年	18.67%
	2020年	- 12.83%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2020年については2月末日）の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2020年2月末日現在)**Aコース****Bコース****分配の推移**

(単位:米ドル、1口当り、課税前)

Aコース

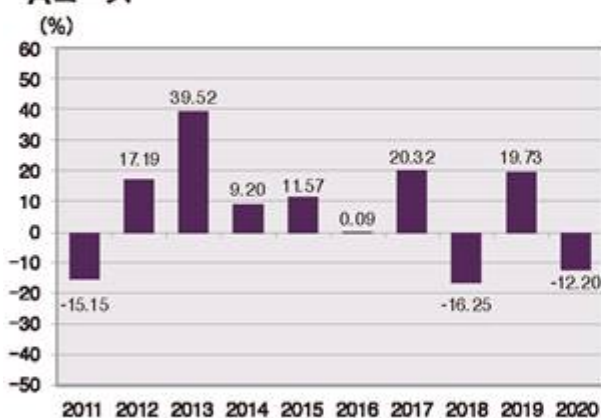
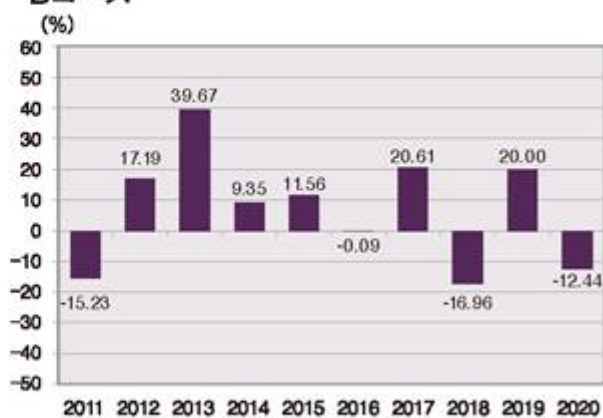
2019年 10月	0.03
2019年 11月	0.03
2019年 12月	0.03
2020年 1月	0.15
2020年 2月	0.02
直近1年累計	0.47
設定来累計	2.70

Bコース

2015年 7月	0.08
2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.14
2018年 7月	0.17
2019年 7月	0.22
設定来累計	1.44

収益率の推移

(暦年ベース) ※2020年は2月末まで

Aコース**Bコース**(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2020年2月末日現在)

Cコース



Dコース



分配の推移

(単位:豪ドル、1口当り、課税前)

Cコース

2019年 10月	0.02
2019年 11月	0.02
2019年 12月	0.02
2020年 1月	0.09
2020年 2月	0.02
直近1年累計	0.33
設定来累計	3.44

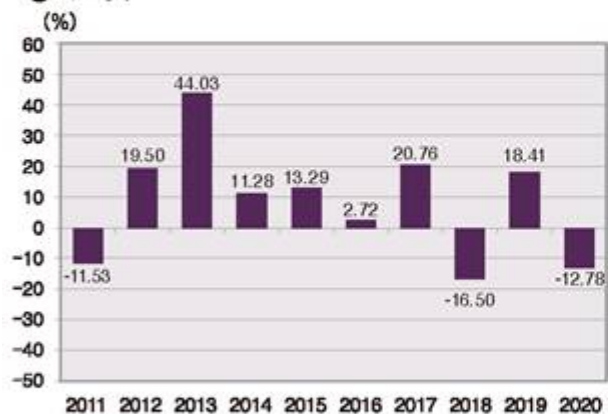
Dコース

2015年 7月	0.09
2016年 7月	0.16
2017年 7月	0.16
2018年 7月	0.20
2019年 7月	0.25
設定来累計	1.53

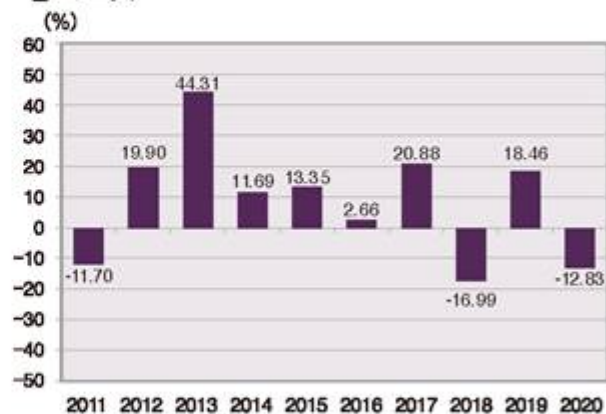
収益率の推移

(暦年ベース) ※2020年は2月末まで

Cコース



Dコース

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配落の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2020年2月末日現在)

Eコース



Fコース



分配の推移

（単位:ユーロ、1口当り、課税前）

Eコース

2019年10月	0.01
2019年11月	0.01
2019年12月	0.01
2020年1月	0.07
2020年2月	0.01
直近1年累計	0.18
設定来累計	1.89

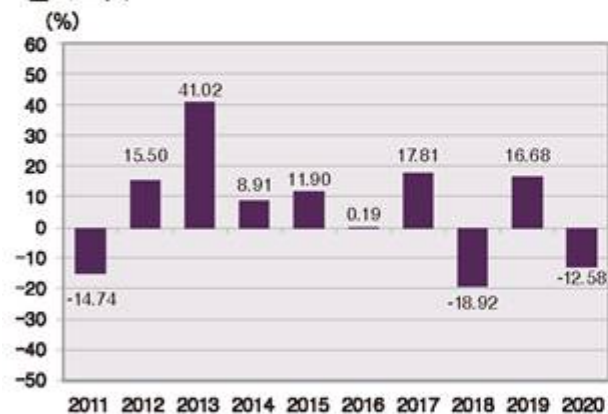
Fコース

2015年7月	0.08
2016年7月	0.14
2017年7月	0.13
2018年7月	0.16
2019年7月	0.20
設定来累計	1.37

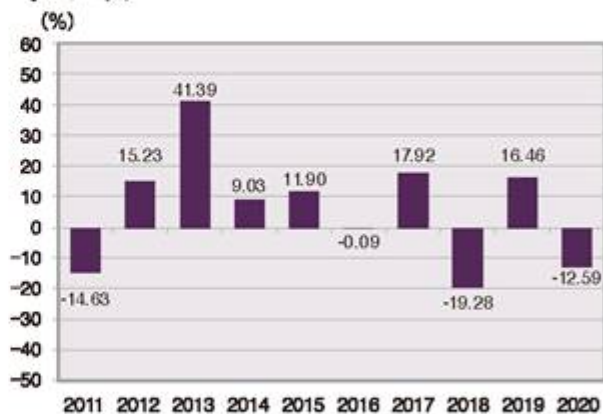
収益率の推移

（暦年ベース）※2020年は2月末まで

Eコース



Fコース



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2020年2月末日現在)



分配の推移 (単位:NZドル、1口当り、課税前)

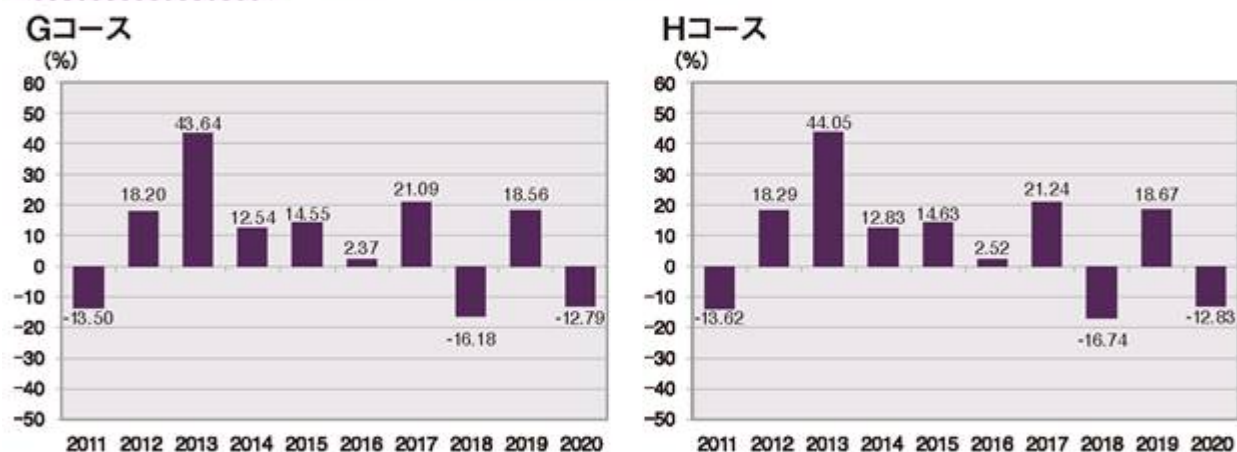
Gコース

2019年 10月	0.02
2019年 11月	0.02
2019年 12月	0.02
2020年 1月	0.10
2020年 2月	0.02
直近1年累計	0.37
設定来累計	3.51

Hコース

2015年 7月	0.09
2016年 7月	0.15
2017年 7月	0.15
2018年 7月	0.20
2019年 7月	0.25
設定来累計	1.51

収益率の推移 (暦年ベース) ※2020年は2月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2【販売及び買戻しの実績】

2020年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2020年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	117,200 (117,200)	394,367 (394,367)	1,473,250 (1,473,250)
Bコース証券	83,130 (83,130)	1,073,513 (1,073,513)	3,167,428 (3,167,428)
Cコース証券	68,415 (68,415)	1,003,849 (1,003,849)	5,254,118 (5,254,118)
Dコース証券	93,200 (93,200)	405,940 (405,940)	2,190,912 (2,190,912)
Eコース証券	1,700 (1,700)	7,610 (7,610)	88,654 (88,654)
Fコース証券	65,550 (65,550)	13,030 (13,030)	151,080 (151,080)
Gコース証券	0 (0)	267,285 (267,285)	1,578,926 (1,578,926)
Hコース証券	300 (300)	70,560 (70,560)	485,033 (485,033)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

（１）【資産及び負債の状況】

純資産計算書
2020年 1 月10日現在
（日本円で表示）

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 （取得価額：11,926,559,350円）	2	13,200,325,530
銀行預金		1,695,730,044
先物契約未実現利益	12	10,725,000
先渡為替契約未実現利益	11	98,118,340
デリバティブに係る未収証拠金		121,699,517
ブローカーに係る未収金		139,548,515
ファンド証券発行未収金		21,180,777
未収収益		30,605,541
資産合計		15,317,933,264
負債		
先渡為替契約未実現損失	11	345,962
現金および現金等価物に係る未払純利息		157,913
ファンド証券買戻未払金		101,763,126
未払費用	8	48,681,313
負債合計		150,948,314
純資産		15,166,984,950

以下のように受益証券によって表章される。

	1 口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
A コース証券（米ドル）	11.25	1,510,300	16,989,729
B コース証券（米ドル）	12.40	3,349,498	41,527,108
C コース証券（豪ドル）	10.73	5,342,998	57,348,278
D コース証券（豪ドル）	13.90	2,216,212	30,796,320
E コース証券（ユーロ）	10.66	88,204	940,149
F コース証券（ユーロ）	11.14	163,320	1,819,123
G コース証券（NZ ドル）	10.89	1,611,066	17,536,474
H コース証券（NZ ドル）	13.83	503,063	6,954,936

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2020年 1 月10日に終了した期間

A コース証券

期首現在発行済受益証券数	1,605,617
発行受益証券数	108,000
買戻受益証券数	(203,317)
期末現在発行済受益証券数	1,510,300

B コース証券

期首現在発行済受益証券数	3,818,243
発行受益証券数	81,630
買戻受益証券数	(550,375)
期末現在発行済受益証券数	3,349,498

C コース証券

期首現在発行済受益証券数	5,890,752
発行受益証券数	41,900
買戻受益証券数	(589,654)
期末現在発行済受益証券数	5,342,998

D コース証券

期首現在発行済受益証券数	2,442,562
発行受益証券数	48,000
買戻受益証券数	(274,350)
期末現在発行済受益証券数	2,216,212

E コース証券

期首現在発行済受益証券数	92,964
発行受益証券数	100
買戻受益証券数	(4,860)
期末現在発行済受益証券数	88,204

F コース証券

期首現在発行済受益証券数	163,360
発行受益証券数	750
買戻受益証券数	(790)
期末現在発行済受益証券数	163,320

G コース証券

期首現在発行済受益証券数	1,791,584
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(180,518)
期末現在発行済受益証券数	1,611,066

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	537,763
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(34,700)
期末現在発行済受益証券数	<u>503,063</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2020年1月10日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共同保有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（「2010年法」）のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券（以下それぞれを「コース証券」という。）を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券（分配型）（以下「Aコース証券」という。）、
米ドル建てのBコース証券（成長型）（以下「Bコース証券」という。）、
豪ドル建てのCコース証券（分配型）（以下「Cコース証券」という。）、
豪ドル建てのDコース証券（成長型）（以下「Dコース証券」という。）、
ユーロ建てのEコース証券（分配型）（以下「Eコース証券」という。）、
ユーロ建てのFコース証券（成長型）（以下「Fコース証券」という。）、
NZドル建てのGコース証券（分配型）（以下「Gコース証券」という。）、
NZドル建てのHコース証券（成長型）（以下「Hコース証券」という。）である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までとなり、さらに5年延長され2024年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数（「TOPIX」）を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況（外国為替変動により生じた特別な状況等）において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」）で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数か所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間 1 年以内の短期金融商品は、() 市場価格または() 市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資有価証券の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資有価証券からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2020年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 円 = 0.01327豪ドル

1 円 = 0.00822ユーロ

1 円 = 0.01379NZドル

1 円 = 0.00913米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注 3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	19,080,238
代行協会員報酬	19,065,764
管理事務代行報酬	3,432,236
保管報酬	1,144,904
管理報酬	1,144,859
現金支出費	762,112
専門家報酬	1,978,095
年次税	2,073,105
未払費用	48,681,313

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2020年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額247,477,427円を（取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して）、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2020年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	28,345,141	日本円	3,054,969,802	2020年2月10日	44,815,934
豪ドル	43,859,132	日本円	3,284,143,629	2020年2月10日	17,582,114
豪ドル	44,292,340	日本円	3,324,920,440	2020年1月21日	11,955,789
米ドル	28,488,544	日本円	3,109,963,833	2020年1月21日	9,284,226
NZドル	12,045,694	日本円	864,949,378	2020年2月10日	7,460,742
NZドル	12,109,204	日本円	872,491,231	2020年1月21日	5,306,686
ユーロ	1,324,544	日本円	159,817,290	2020年2月10日	1,426,204
ユーロ	1,318,725	日本円	160,661,325	2020年1月21日	(138,665)
日本円	5,386,624	豪ドル	70,752	2020年1月21日	56,342
日本円	1,601,700	NZドル	21,880	2020年1月21日	15,616
日本円	2,210,607	豪ドル	29,253	2020年1月21日	6,758
日本円	1,341,644	豪ドル	17,754	2020年1月21日	4,101
日本円	13,580,837	米ドル	124,000	2020年1月21日	3,915
日本円	3,080,331	米ドル	28,125	2020年1月21日	888
日本円	788,874	NZドル	10,880	2020年1月21日	181
日本円	1,421,111	NZドル	19,638	2020年1月21日	(2,450)
日本円	239,980	豪ドル	3,219	2020年1月21日	(2,532)
日本円	395,125	豪ドル	5,290	2020年1月21日	(3,411)
日本円	4,640,951	豪ドル	61,674	2020年1月21日	(5,417)
日本円	7,572,721	豪ドル	100,626	2020年1月21日	(8,195)
日本円	6,260,013	米ドル	57,267	2020年1月21日	(10,226)
日本円	2,077,515	豪ドル	27,724	2020年1月21日	(11,203)
日本円	3,464,541	米ドル	31,751	2020年1月21日	(11,972)
日本円	7,520,862	米ドル	68,805	2020年1月21日	(12,688)
日本円	4,634,019	米ドル	42,466	2020年1月21日	(15,639)
日本円	1,743,043	米ドル	16,080	2020年1月21日	(17,632)

日本円	3,889,871	豪ドル	51,911	2020年1月21日	(20,976)
日本円	2,314,577	米ドル	21,356	2020年1月21日	(23,719)
日本円	15,167,144	米ドル	138,750	2020年1月21日	(24,775)
日本円	79,492,864	豪ドル	1,055,640	2020年1月21日	(36,462)
米ドル	166,350	日本円	18,031,484	2020年1月21日	182,395
米ドル	83,750	日本円	9,154,943	2020年1月21日	14,954
豪ドル	25,002	日本円	1,882,726	2020年1月21日	863
米ドル	9,768	日本円	1,067,583	2020年2月10日	632
					<u>97,772,378</u>

注12 - 先物契約

2020年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	85	TOPIX先物取引	2020年3月	1,471,350,000	10,725,000
				<u>1,471,350,000</u>	<u>10,725,000</u>
					<u>10,725,000</u>

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2020年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、1,869,739,301円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して247,477,427円の分配を行った。

(2) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

投資有価証券明細表

2020年 1 月10日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
122,000	日本電信電話	141,302,816	340,197,000	2.23
70,300	三井住友フィナンシャルグループ	290,989,446	282,887,200	1.87
138,200	三井物産	228,505,363	272,461,300	1.80
100,800	S U B A R U	363,572,307	270,950,400	1.79
104,400	伊藤忠商事	143,361,544	268,777,800	1.77
99,100	小松製作所	230,972,621	259,245,600	1.71
170,100	三菱電機	237,263,889	258,381,900	1.70
513,000	J X T Gホールディングス*	258,776,718	257,936,400	1.70
72,800	大和ハウス工業	201,020,032	247,520,000	1.63
40,900	東京海上ホールディングス	124,875,936	247,117,800	1.63
131,400	アステラス製薬	145,214,675	247,032,000	1.63
100,300	日本たばこ産業	300,965,103	242,274,650	1.60
82,300	三菱商事	218,570,475	238,423,100	1.57
29,100	トヨタ自動車	173,928,820	222,935,100	1.47
362,800	三菱UFJフィナンシャル・グループ	194,091,641	209,770,960	1.38
160,900	パナソニック	161,173,141	167,496,900	1.10
50,100	本田技研工業	156,331,606	153,306,000	1.01
5,900	東京エレクトロン	60,424,130	146,556,000	0.97
33,800	三井住友トラスト・ホールディングス	142,859,846	144,562,600	0.95
79,800	第一生命ホールディングス	171,707,428	140,567,700	0.93
65,900	ヤマハ発動機	195,200,877	140,432,900	0.93
44,200	日立キャピタル	97,508,552	137,241,000	0.90
51,000	協和キリン	105,316,852	135,915,000	0.90
34,500	電通グループ	174,469,763	130,582,500	0.86
70,200	オリックス	123,590,180	130,466,700	0.86
197,200	日産自動車	208,259,449	125,596,680	0.83
59,400	日本特殊陶業	129,524,986	125,571,600	0.83
99,400	いすゞ自動車	126,879,397	122,162,600	0.81
26,200	日立製作所	76,913,779	119,576,800	0.79
201,700	シチズン時計	105,506,955	117,994,500	0.78
20,700	トレンドマイクロ	107,688,193	117,369,000	0.77
93,500	三和ホールディングス	89,881,293	115,005,000	0.76
56,300	日本碍子	114,969,635	110,348,000	0.73
31,500	住友金属鉱山	89,014,493	110,313,000	0.73
17,800	日東電工	139,513,367	109,826,000	0.72
4,000	光通信	32,100,540	109,720,000	0.72
9,800	富士通	67,749,706	109,025,000	0.72
17,100	日本通運	115,158,366	108,756,000	0.72
28,000	A G C	121,149,527	108,500,000	0.72
41,300	電源開発	122,894,029	105,521,500	0.70
70,600	ソフトバンク	104,832,459	104,276,200	0.69
13,500	第一三共	33,403,522	96,876,000	0.64
13,900	村田製作所	67,578,073	95,687,600	0.63
27,800	日本航空	103,198,152	95,409,600	0.63
36,800	三井化学	115,598,008	94,980,800	0.63
7,900	信越化学工業	69,435,831	94,484,000	0.62
27,300	日立建機	77,574,082	91,864,500	0.61

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
58,400	スター精密	72,945,086	90,695,200	0.60
34,200	ソニーフィナンシャルホールディングス	72,961,010	90,630,000	0.60
30,100	D I C	57,165,450	89,547,500	0.59
83,900	四国電力	103,671,855	87,004,300	0.57
136,100	千葉銀行	91,695,934	86,423,500	0.57
28,100	N T T ドコモ	59,208,821	86,379,400	0.57
68,100	アマダホールディングス	72,565,543	86,214,600	0.57
30,600	協和エクシオ	59,490,270	86,047,200	0.57
48,100	ウシオ電機	65,811,377	85,425,600	0.56
27,100	デンカ	67,469,519	85,229,500	0.56
11,100	京セラ	76,565,066	85,059,300	0.56
20,000	ビジョン	80,307,830	83,700,000	0.55
123,200	五洋建設	74,540,987	83,406,400	0.55
14,000	富士フイルムホールディングス	64,172,255	81,802,000	0.54
31,000	良品計画	61,985,256	81,468,000	0.54
184,700	コンコルディア・フィナンシャル グループ	83,808,457	81,083,300	0.53
76,800	日清紡ホールディングス	70,038,571	80,640,000	0.53
65,200	大林組	77,200,930	79,935,200	0.53
39,100	J S R	82,660,579	79,255,700	0.52
20,100	アイシン精機	97,635,791	78,390,000	0.52
119,400	オンワードホールディングス	85,067,436	78,207,000	0.52
33,000	日本電気硝子	98,544,229	78,078,000	0.51
49,100	J . フロント リテイリング	61,963,910	76,154,100	0.50
12,900	S C S K	67,555,309	75,981,000	0.50
18,200	セブン&アイ・ホールディングス	83,701,988	75,912,200	0.50
10,000	堀場製作所	54,786,575	73,200,000	0.48
31,000	ブラザー工業	60,594,722	71,703,000	0.47
20,700	みずほリース	56,229,888	71,518,500	0.47
6,800	中外製薬	38,405,532	71,060,000	0.47
157,200	三菱自動車工業	123,453,466	70,897,200	0.47
43,100	セイコーエプソン	95,344,300	69,908,200	0.46
45,200	三機工業	53,795,722	69,834,000	0.46
5,300	大東建託	71,025,897	68,900,000	0.45
15,000	日立化成	41,482,805	68,850,000	0.45
17,900	椿本チエイン	84,442,636	68,109,500	0.45
36,900	リゾートトラスト	69,570,714	68,043,600	0.45
41,300	ベルシステム 2 4 ホールディングス	57,764,813	67,525,500	0.45
47,100	ジェイ エフ イー ホールディングス	101,727,073	67,211,700	0.44
44,600	沖電気工業	66,434,078	67,167,600	0.44
21,700	アズビル	21,831,988	67,161,500	0.44
40,500	日立金属	54,746,354	66,622,500	0.44
8,400	日立ハイテクノロジー	37,749,026	66,528,000	0.44
27,200	エクセディ	87,660,651	65,579,200	0.43
12,300	日鉄物産	56,298,923	63,222,000	0.42
19,500	コムシスホールディングス	53,193,666	62,595,000	0.41
9,800	メイテック	43,357,844	62,230,000	0.41
60,300	日本精工	58,002,274	61,807,500	0.41
18,200	サトーホールディングス	41,089,584	61,516,000	0.41
19,900	ニフコ	52,499,572	59,461,200	0.39
49,800	サカタインクス	71,399,038	58,066,800	0.38
20,800	スターツコーポレーション	33,626,938	57,824,000	0.38
62,300	センコーグループホールディングス	49,146,382	57,253,700	0.38
62,500	伊藤忠エネクス	60,817,124	57,187,500	0.38
27,700	ふくおかフィナンシャルグループ	69,748,267	57,145,100	0.38

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
38,500	TOYO TIRE	55,169,056	57,018,500	0.38
9,500	ノエビアホールディングス	58,595,119	56,525,000	0.37
28,600	キョーリン製薬ホールディングス	54,852,423	55,426,800	0.37
38,800	古河機械金属	75,810,664	55,212,400	0.36
20,800	ポーラ・オルビスホールディングス	72,134,457	55,016,000	0.36
26,400	ユー・エス・エス	52,627,976	53,856,000	0.36
75,100	コニカミノルタ	54,825,110	53,621,400	0.35
17,400	フジミインコーポレーテッド	40,662,445	53,331,000	0.35
51,200	ダイセル	55,081,570	52,531,200	0.35
87,200	王子ホールディングス	47,182,420	52,058,400	0.34
11,200	太陽ホールディングス	36,391,004	51,296,000	0.34
43,700	やまびこ	44,275,721	49,861,700	0.33
16,500	ユナイテッドアローズ	52,523,195	49,434,000	0.33
14,600	伊藤忠テクノソリューションズ	20,479,529	47,742,000	0.31
24,300	かんぽ生命保険	57,752,205	47,506,500	0.31
57,700	三菱ケミカルホールディングス	32,545,256	46,806,240	0.31
12,900	日本ユニシス	16,958,575	45,730,500	0.30
11,600	新電元工業	48,302,931	44,254,000	0.29
26,100	鴻池運輸	39,927,698	42,569,100	0.28
5,500	テクノプロ・ホールディングス	31,782,446	41,415,000	0.27
29,600	レイズネクス	30,295,069	40,966,400	0.27
27,500	長谷工コーポレーション	36,169,780	40,782,500	0.27
176,600	日本軽金属ホールディングス	39,287,703	39,381,800	0.26
20,200	LIXILグループ	36,216,133	37,875,000	0.25
4,500	しまむら	50,498,546	37,350,000	0.25
24,800	中国電力	36,579,125	35,389,600	0.23
20,000	稲畑産業	23,581,794	32,020,000	0.21
2,400	T D K	17,922,029	30,120,000	0.20
6,800	東京応化工業	26,049,266	29,376,000	0.19
3,100	西日本旅客鉄道	20,663,960	29,298,100	0.19
9,400	ワコールホールディングス	29,965,243	28,435,000	0.19
19,500	ケースホールディングス	25,123,141	27,826,500	0.18
10,200	因幡電機産業	14,714,236	27,682,800	0.18
25,000	デクセリアルズ	21,730,289	27,125,000	0.18
36,700	東急不動産ホールディングス	20,710,738	26,974,500	0.18
5,200	大塚商会	18,645,114	23,426,000	0.15
11,900	SUMCO	14,750,470	22,383,900	0.15
		11,926,559,350	13,200,325,530	87.03
	日本合計	11,926,559,350	13,200,325,530	87.03
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	11,926,559,350	13,200,325,530	87.03
	投資有価証券合計	11,926,559,350	13,200,325,530	87.03

* 一部担保提供されている証券

(1) 「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2020年 1 月10日現在

業種別および地域別		純資産に占める割合(%)
日本	金融	16.10
	情報技術	15.85
	一般消費財・サービス	13.73
	素材	13.59
	資本財・サービス	13.12
	電気通信サービス	3.49
	ヘルスケア	3.47
	生活必需品	2.97
	エネルギー	2.83
	公益事業	1.88
		87.03
投資有価証券合計		87.03

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当事項はありません。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】（2020年２月末日現在）

資本金の額	375,000ユーロ（約4,512万円）
発行済株式総数	15株（１株25,000ユーロ（約301万円））

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社（ノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．の完全子会社です。）は1991年７月８日付公正証書（1991年８月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 投資信託の運用に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年12月17日法」といいます。）の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC（以下「UCITS通達」といいます。）に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年７月12日法」といいます。）の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務を提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年７月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年７月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しております。管理会社は、2010年12月17日法および2013年７月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．に委託しています。

管理会社は、2020年１月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

(2020年1月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	3,932,074,296.96米ドル
		2	2,685,791,748.57豪ドル
		1	99,431,090.09カナダドル
		2	528,525,103.51NZドル
		1	55,629,209.18英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	14	924,919,251.94米ドル
		6	136,439,178.24ユーロ
		14	139,900,081,338円
		8	457,306,292.44豪ドル
		3	4,716,794.08カナダドル
		4	150,627,825.25NZドル
		2	2,052,580.57英ポンド
		1	16,796,682.66メキシコ・ペソ
ケイマン諸島	その他のファンド	1	137,567,116.17トルコ・リラ
		7	464,806,444.89米ドル
		2	113,565,692.15ユーロ
		3	420,374,028.79豪ドル
		3	125,203,590.69NZドル

(注) 外貨の円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.06円、1豪ドル=73.29円、1ユーロ=120.30円、1英ポンド=142.87円、1NZドル=70.76円、1カナダドル=82.61円、1メキシコ・ペソ=5.81円、1トルコ・リラ=18.25円)によります。

(3)【その他】

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.32円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2019年5月28日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé"

that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 28, 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2018年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人
シルヴィ・テスト

2018年5月17日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF

will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Société anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 17, 2018

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2019年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2019年３月31日		2018年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		409,832	49,311	307,943	37,052
銀行預金および手元現金	9	9,345,239	1,124,419	8,922,986	1,073,614
		9,755,071	1,173,730	9,230,929	1,110,665
前払費用		26,250	3,158	26,250	3,158
		26,250	3,158	26,250	3,158
資産合計		9,781,321	1,176,889	9,257,179	1,113,824
	注記	2019年３月31日		2018年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,120	375,000	45,120
準備金		1,132,500	136,262	767,500	92,346
1. 法定準備金	4	37,500	4,512	37,500	4,512
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	4	1,095,000	131,750	730,000	87,834
繰越損益	4	7,160,310	861,528	7,343,211	883,535
当期損益		366,919	44,148	182,099	21,910
		9,034,729	1,087,059	8,667,810	1,042,911
引当金					
納税引当金	5	514,096	61,856	373,240	44,908
		514,096	61,856	373,240	44,908
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	188,096	22,632	177,802	21,393

その他債務				
a) 税務当局	9,874	1,188	9,997	1,203
b) 社会保障当局	34,526	4,154	28,330	3,409
	<u>232,496</u>	<u>27,974</u>	<u>216,129</u>	<u>26,005</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,781,321</u>	<u>1,176,889</u>	<u>9,257,179</u>	<u>1,113,824</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2019年		2018年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、9	1,426,701	171,661	1,161,839	139,792
6 . 人件費		(866,522)	(104,260)	(841,274)	(101,222)
a) 給与および賃金	8	(793,000)	(95,414)	(768,591)	(92,477)
b) 社会保障費	8	(73,522)	(8,846)	(72,683)	(8,745)
) 年金関連		(45,536)	(5,479)	(44,339)	(5,335)
) その他社会保障費		(27,986)	(3,367)	(28,344)	(3,410)
8 . その他営業費用		(35,000)	(4,211)	(35,024)	(4,214)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		—	—	2,567	309
11 . その他未収利息および類似収益					
b) その他利息および類似収益		42,827	5,153	54,658	6,576
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(13,934)	(1,677)	(15,650)	(1,883)
b) その他利息および類似費用		(41,214)	(4,959)	(73,801)	(8,880)
15 . 損益に係る税金	5	(145,939)	(17,559)	(66,535)	(8,005)
16 . 税引後損益		366,919	44,148	186,780	22,473
17 . 1 から16に表示されないその他税金		—	—	(4,681)	(563)
18 . 当期利益		366,919	44,148	182,099	21,910

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（修正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年3月31日および2018年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2018年3月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211
前期の損益	—	—	182,099
富裕税準備金の純取崩し	—	(80,000)	80,000
富裕税準備金	—	445,000	(445,000)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular l.Fort n 51）（「通達」）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額）または連結納税ベースの富裕税額のうち高い方の金額を課されるものとする。ルクセンブルグ税務当局が2018年5月17日に公表した新たなルクセンブルグ通達（Circular l. Fort. N 47quater）に従うと、2017年の富裕税準備金の設定は承認済の2016年の財務書類の業績から配分されるべきである。この点において、2017年の富裕税準備金は、当社の2017年3月31日現在の繰越金の一部である2016年の業績から配分されている事実を明らかにすることが決定された。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,095,000ユーロ（2018年3月31日：730,000ユーロ）であり、これは、2013年から2019年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2018年6月12日に行われた年次総会により、2012年の富裕税準備金の全額である80,000ユーロが取り崩され、2018年の富裕税準備金として215,000ユーロおよび2019年の富裕税準備金として230,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人所得税率は18%から17%へと引き下げられ、エスペランジュにおける地方事業税率は7.5%から6.75%へと引き下げられた。

注6 - 買掛債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 総損益

2019年 3 月31日および2018年 3 月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2019年 (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理報酬	1,549,545	1,308,526
リスク管理報酬	55,625	67,083
その他報酬	53,000	52,000
その他対外費用	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

2019年 3 月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2018年 3 月31日：94,981ユーロ）、海外規制費用14,531ユーロ（2018年 3 月31日：21,679ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬54,004ユーロ（2018年 3 月31日：53,952ユーロ）、弁護士報酬3,941ユーロ（2018年 3 月31日：弁護士報酬の払戻し5,894ユーロ）およびその他費用61,818ユーロ（2018年 3 月31日：101,052ユーロ）により構成されている。

注 8 - スタッフ

2019年 3 月31日に終了した年度において、当社は 7 名（2018年 3 月31日：6 名）を雇用していた。

注 9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2019年 3 月31日および2018年 3 月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.（「銀行」）と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年 2 月14日付のサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。2019年 3 月31日に終了した事業年度につき、年額92,500ユーロ（2018年 3 月31日に終了した事業年度：92,500ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年 3 月31日現在、約9,054百万ユーロ（2018年：9,767百万ユーロ）である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		409,832	307,943
Cash at bank and in hand	9	9,345,239	8,922,986
		<u>9,755,071</u>	<u>9,230,929</u>
PREPAYMENTS		26,250	26,250
		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
TOTAL (ASSETS)		<u>9,781,321</u>	<u>9,257,179</u>
	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		1,132,500	767,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	1,095,000	730,000
Profit or loss brought forward	4	7,160,310	7,343,211
Profit or loss for the financial year		366,919	182,099
		<u>9,034,729</u>	<u>8,667,810</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	514,096	373,240
		<u>514,096</u>	<u>373,240</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	188,096	177,802
Other creditors			
a) Tax authorities		9,874	9,997
b) Social security authorities		34,526	28,330
		<u>232,496</u>	<u>216,129</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>9,781,321</u>	<u>9,257,179</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	2019	2018
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,426,701	1,161,839
6. Staff costs		(866,522)	(841,274)
a) salaries and wages	8	(793,000)	(768,591)
b) social security costs	8	(73,522)	(72,683)
<i>i) relating to pensions</i>		(45,536)	(44,339)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,986)	(28,344)
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,024)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		---	2,567
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		42,827	54,658
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(13,934)	(15,650)
b) other interest and similar expenses		(41,214)	(73,801)
15. Tax on profit or loss	5	(145,939)	(66,535)
16. Profit or loss after taxation		366,919	186,780
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	(4,681)
18. Profit for the financial year		<u>366,919</u>	<u>182,099</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2019

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2019 and 2018, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211
Previous year 's profit or loss	---	---	182,099
Net release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(80,000)	80,000
NWT reserve	---	445,000	(445,000)
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value. According to the new Luxembourg Circular I. Fort. N° 47quater issued by the Luxembourg tax authorities on 17 May 2018, the creation of the 2017 NWT reserve should have been decided upon the approval of the 2016 financial statements and allocated out of its 2016 result of the year. In this respect, it has been decided to clarify the fact that the 2017 NWT reserve has been created via an allocation made out the 2016 result of the year of the Company, such a 2016 result of the year being part of the result brought forward of the Company as at March 31, 2017.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2019, the non-distributable reserve amounted EUR 1,095,000 representing five times the NWT credited for the years from 2013 to 2019 (March 31, 2018: EUR 730,000).

As per Annual General Meeting held on June 12, 2018, the 2012 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 80,000, a NWT reserve of EUR 215,000 was constituted for 2018 and a NWT reserve of EUR 230,000 was constituted for 2019.

Note 5 – Taxes

The Corporate Income Tax (“ CIT ”) rate has decreased from 18% to 17% and the Municipal Business tax rate has decreased in Hesperange from 7.5% to 6.75%, both effective as of January 1, 2019.

Note 6 – Trade Creditors

As at March 31, 2019 and 2018, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at March 31, 2019 and 2018, this caption can be analysed as follows:

	2019	2018
	EUR	EUR
Management fees	1,549,545	1,308,526
Risk Management fees	55,625	67,083
Other fees	53,000	52,000
Other external charges	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

As at March 31, 2019, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2018: EUR 94,981), overseas regulation fees for EUR 14,531 (March 31, 2018: EUR 21,679), internal and external audit fees for EUR 54,004 (March 31, 2018: EUR 53,952), legal fees for EUR 3,941 (March 31, 2018: legal fees reimbursement for EUR 5,894) and other charges for EUR 61,818 (March 31, 2018: EUR 101,052).

Note 8 – Staff

For the year ended March 31, 2019, the Company has employed 7 persons (March 31, 2018: 6 persons).

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2019 and March 31, 2018. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties ‘ clients.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “ Bank ”) and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2019 (March 31, 2018: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “ Gross profit or loss ” in the profit and loss account.

Note 10 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,054 million as at March 31, 2019 (2018: EUR 9,767 million).

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年2月28日における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝120.32円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2019年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2019年 9 月30日		2018年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1 年以内期限到来		360,549	43,381	283,196	34,074
銀行預金および手元現金	9	9,740,043	1,171,922	9,152,545	1,101,234
		<u>10,100,592</u>	<u>1,215,303</u>	<u>9,435,741</u>	<u>1,135,308</u>
前払費用		<u>23,463</u>	<u>2,823</u>	<u>23,806</u>	<u>2,864</u>
資産合計		<u><u>10,124,055</u></u>	<u><u>1,218,126</u></u>	<u><u>9,459,547</u></u>	<u><u>1,138,173</u></u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,120	375,000	45,120
準備金		1,267,500	152,506	1,132,500	136,262
1 . 法定準備金	4	37,500	4,512	37,500	4,512
4 . 公正価値準備金を含むその他準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		1,230,000	147,994	1,095,000	131,750
繰越損益	4	7,392,229	889,433	7,160,310	861,528
当期損益		<u>185,310</u>	<u>22,296</u>	<u>133,359</u>	<u>16,046</u>
		<u>9,220,039</u>	<u>1,109,355</u>	<u>8,801,169</u>	<u>1,058,957</u>
引当金					
納税引当金	5	<u>580,742</u>	<u>69,875</u>	<u>436,113</u>	<u>52,473</u>
		580,742	69,875	436,113	52,473
債務					
買掛債務					
a) 1 年以内期限到来	6	246,264	29,630	184,013	22,140
その他債務					
a) 税務当局		70,219	8,449	24,859	2,991
b) 社会保障当局		<u>6,791</u>	<u>817</u>	<u>13,393</u>	<u>1,611</u>
		<u>323,274</u>	<u>38,896</u>	<u>222,265</u>	<u>26,743</u>

資本金、準備金および負債合計	10,124,055	1,218,126	9,459,547	1,138,173
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2019年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	注記	2019年9月30日		2018年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、9	741,221	89,184	651,919	78,439
6 . 人件費		(463,632)	(55,784)	(431,439)	(51,911)
a) 給与および賃金	8	(422,480)	(50,833)	(394,576)	(47,475)
b) 社会保障費	8	(41,152)	(4,951)	(36,863)	(4,435)
) 年金関連		(26,212)	(3,154)	(22,783)	(2,741)
) その他社会保障費		(14,940)	(1,798)	(14,080)	(1,694)
8 . その他営業費用		(17,500)	(2,106)	(17,500)	(2,106)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		—	—	—	—
11 . その他未収利息および類似収益					
a) 関連事業から派生する金額		—	—	—	—
b) その他利息および類似収益		—	—	21,481	2,585
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(7,676)	(924)	(6,878)	(828)
b) その他利息および類似費用		(56)	(7)	(21,083)	(2,537)
15 . 損益に係る税金	5	(67,047)	(8,067)	(67,822)	(8,160)
16 . 税引後損益		185,310	22,296	128,678	15,483
17 . 1 から16に表示されないその他税金		—	—	4,681	563
18 . 当期利益		185,310	22,296	133,359	16,046

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2019年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取引日における取得価額で計上される。当期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年9月30日および2018年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310
前期の損益	—	—	366,919
富裕税準備金の純取崩し	—	(115,000)	115,000
富裕税準備金	—	250,000	(250,000)
2019年9月30日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額）または連結納税ベースの富裕税額のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、配当不可能準備金は1,095,000ユーロ（2018年3月31日：730,000ユーロ）であり、これは、2013年から2019年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2019年6月11日に行われた年次総会により、2013年の富裕税準備金の全額である115,000ユーロが取り崩され、2020年の富裕税準備金として250,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人所得税率は18%から17%へと引き下げられ、エスペランジュにおける地方事業税率は7.5%から6.75%へと引き下げられた。

注6 - 債務

2019年9月30日および2018年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 総損益

2019年 9 月30日および2018年 9 月30日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2019年 9 月30日 (ユーロ)	2018年 9 月30日 (ユーロ)
管理報酬	627,594	715,886
リスク管理報酬	27,500	29,375
その他報酬	244,706	26,500
その他対外費用	(158,579)	(119,842)
	<u>741,221</u>	<u>651,919</u>

2019年 9 月30日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2018年 9 月30日：48,588ユーロ）、海外規制費用8,658ユーロ（2018年 9 月30日：4,120ユーロ）、監査報酬16,536ユーロ（2018年 9 月30日：15,761ユーロ）およびその他費用84,797ユーロ（2018年 9 月30日：51,373ユーロ）により構成されている。

注 8 - スタッフ

2019年 9 月30日現在、当社は 7 名（2018年 9 月30日：5 名）を雇用していた。

注 9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有するノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2019年 9 月30日および2018年 9 月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年 2 月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約を締結した。半期分の48,588ユーロ（2018年 9 月30日：48,588ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年 9 月30日現在、約9,429百万ユーロ（2018年 9 月30日：9,226百万ユーロ）である。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した
管理会社の損益計算書をご参照ください。